

平成 17 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 ポケットカード株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 都 筑 誠
(コード番号: 8 5 1 9 東証第 1 部・大証第 1 部)
問 合 せ 先 経 営 戦 略 部 長 落 合 英 幸
T E L 0 3 - 5 4 4 1 - 3 4 5 0

売出価格及び処分価額等の決定に関するお知らせ

平成 17 年 1 月 13 日開催の当社取締役会において決議いたしました当社株式の売出し及び自己株式の処分につきましては、売出価格及び処分価額等が未定でありましたが、本日本日下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 価 格	1 株につき 1,651 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額	2,641,600,000 円
(3) 引 受 価 額	1 株につき 1,563.35 円
(4) 引 受 価 額 の 総 額	2,501,360,000 円
(5) 申 込 期 間	平成 17 年 1 月 26 日～平成 17 年 1 月 28 日
(6) 受 渡 期 日	平成 17 年 2 月 3 日

(注)引受人は引受価額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）(下記【ご参考】2.参照)

(1) 売 出 株 式 数	240,000 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき 1,651 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	396,240,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 17 年 1 月 26 日～平成 17 年 1 月 28 日
(5) 受 渡 期 日	平成 17 年 2 月 3 日

3. 自己株式の処分（下記【ご参考】2.参照）

(1) 処 分 価 額	1 株につき 1,563.35 円
(2) 処 分 価 額 の 総 額	375,204,000 円

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

[ご参考]

1. 売 出 価 格 の 算 定

算定基準日及びその価格	平成 17 年 1 月 25 日	1,703 円
ディスカウント率		3.05%

2. オーバーアロットメントによる売出し

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式 240,000 株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成 17 年 1 月 13 日(木)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする 240,000 株の自己株式処分（以下「本件自己株式処分」という。）を、平成 17 年 2 月 23 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、平成 17 年 1 月 29 日(土)から平成 17 年 2 月 16 日(水)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（240,000 株）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（240,000 株）に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（240,000 株）から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、本件自己株式処分における最終的な処分株数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われな場合があります。

なお、本件自己株式処分の手取概算額上限 373,204,000 円については、全額を運転資金(割賦購入あっせんに関わる立替金支払等)に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。